



国際海洋法裁判所での日本側の口頭弁論

CONTENTS

漁業への新規就業・新規参入の取組みについて	2
	漁政部企画課
魚介類の名称のガイドラインについて	4
	漁政部加工流通課
我が国漁船の拿捕事案にかかる 国際海洋法裁判所への提訴について	6
	資源管理部国際課
回遊魚	7
	資源管理部沿岸沖合課遊魚・海面利用室長 堀尾 保之
平成 19 年 9 月分のプレスリリース	8

漁業への新規就業・新規参入の取組みについて

漁政部企画課

水産庁では、平成8年度から、予算措置を行って新規就業対策を実施してきましたが、平成19年度においては、政府の再チャレンジ支援対策の流れに乗って、漁業再チャレンジ支援事業として大幅な予算拡充が実現し（平成19年度予算額：555百万円）、これまで継続してきた新規就業対策を強化すると共に、新たに漁業分野への新規参入対策についても本格的に取組むことが可能になりました。本稿においては、平成19年度漁業再チャレンジ支援事業に基づく、水産庁の漁業への新規就業・新規参入の取組みについてご説明します。

し、本年度の事業計画はこのホームページ中心に広報宣伝戦略を組み立てました。



全国センター統合 HP



全国センター統一ロゴ

1. 新たな全国漁業就業確保育成センターの設置

これまでの新規就業対策は、補助事業の受入先が全国漁業就業確保育成センター（以下「全国センター」という。）を名乗って事業を実施することとなっており、社団法人大日本水産会（以下「大水」という。）が沖合・遠洋部門を、全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）が沿岸部門を担当して、それぞれの団体職員が全国センターの業務を兼務し事業を実施してきました。

一方、我が国の漁業就業者は、この10年間で3割減少して21万人（平成18年）、漁業就業者（男性）の約5割が60歳以上と高齢化の進展が著しく、漁業就業構造の改革は待ったなしの状況にあります。この問題を現在において積極的に取組んでいかなければ、将来にわたって我が国漁業が持続的に発展し、国民に対して安定的に安全な水産物を供給していくことさえ危ぶまれる事態さえ想定されます。

このようなことから、平成19年度においては、これまでの事業実施体制を見直し、オール水産の観点から、この難題に本腰を入れて取組み、拡充された事業を円滑に実施していくための新たな組織作りが必要になりました。そこで、大水及び全漁連の全面的な協力を得て、大水の下に事務所を開設し、大水及び全漁連からの出向者を専任職員として配置する新たな全国センターを常設機関として設置しました。

また、新たな全国センターは、新規の就業者及び参入事業者に対する漁業・水産業の顔となることから、漁業・水産業のイメージアップを図るため、全国センターの総合ホームページや統一ロゴの作成にもこだわりました。これまで、大水と全漁連に別々に設置していた新規就業向けのホームページを全国センターの新たなホームページに統合し、都市圏の若者や漁業・水産業への新規参入に関心があるビジネスマンの関心を惹起し、信頼してもらえるようなデザイン・機能性を重視して制作

2. 平成19年度漁業再チャレンジ支援事業について

漁業再チャレンジ支援事業は、継続事業である新規漁業就業希望者を公募・育成する「新規就業確保・育成支援事業」と、各漁村の水産資源や経営資源を活用して各地域の振興に役立つ、斬新なビジネスプランと、同プランを実践する事業者を公募する「キャリア活用型再チャレンジプラン支援事業」の2本柱となっています。

■新規就業・新規参入の促進対策（漁業再チャレンジ支援事業：555百万円）



漁業再チャレンジ支援事業の概要

(1) 新規就業者対策について

「新規就業者確保・育成支援事業」は、漁業就業希望者が休日や平日の夜間を利用して漁業の基礎知識を学べる漁業チャレンジ準備講習会や漁業就業支援フェア等を開催するとともに、最長6ヶ月の漁業現場研修を行う事業内容になっています。

今年度、漁業チャレンジ準備講習には、全国14箇所ですべて87名（漁業1日体験講習は、9箇所ですべて48名）の参加があり、漁業就業支援フェアについては、全国5箇所7会場で514名の参加があり、このうち約50名（9月25日現在）が最長6ヶ月の漁業現場研修を現在行っています。



漁業就業支援フェア2007のポスター

(2) 新規参入対策について

「キャリア活用型再チャレンジプラン支援事業」は、事業を行う地区の漁協や漁業者と連携・協力し、漁業生産、加工、流通、販売に関わりながら、漁業を営む地域の活性化に役立つ新事業を、漁業外のノウハウや手法を用いて創出していくことを目指しています。応募者である異業種事業者が自ら事業主体となり、漁業を営む地域において実際にビジネスモデルを実践す



ビジネスマッチングフェア2007のポスター

ることを原則としており、LLP・LLCといった事業組合・会社の設立などを通じ、地域に根ざした産業振興と就業環境創出、また日本漁業全体の活性化も目的としています。

本年9月22日に東京でビジネスマッチングフェアを開催し、異業種のノウハウや技術を活用した漁村活性化を求める30の漁協・漁業団体がフェアにブースを出展し、また漁業・水産業に新規参入に関心を有する111社（149名）の異業種事業者の来場がありました。

本年9月3日から10月12日まで、ビジネスプラン（事業計画書）を受け付け、有識者から成るビジネスプラン審査委員会による審査を経て、支援対象となるビジネスプランを認定します。認定されたビジネスプランには、事業化に要する対象経費のうちの1/2を上限として、年間最高3000万円までの助成金が、最長3年間交付されます。

3. 今後の新規就業・新規参入の対策について

漁業就業者及び漁業経営体数は今後とも減少する見通しであり、こうした中で、国民に対する水産物の安定供給を担う効率的かつ安定的な経営体の育成・確保が重要です。本年3月の新水産基本計画とあわせて公表した「漁業の生産構造と経営展望」では、沿岸漁業について経営体数が12.5万（H15）から7.7万（H29）に減少する中で、効率的かつ安定的な経営体数を1.5万から2.5万まで増加し、生産金額全体の約8割を担う生産構造の確立を提示しているところであり、漁業就業者の減少・高齢化が進展する中で、このような生産構造を確立するためには、専門技術・専門知識を有する若い就業者の育成・確保が不可欠であると考えています。しかしながら、漁業・水産業の専門知識・技術を学ぶ水産高校卒業者（年間約3500名）の漁業への就業は、5%程度と極めて少数に留まっているのが現状です。

これまでの水産庁の新規就業者対策や漁業再チャレンジ支援事業は、都市圏の若者や事業者を主な対象としていました。しかしながら、近年の新規就業者年間1200～1500人のうち、その8割以上がU・Jターン等の地方出身者であり、都市圏からの新規就業希望者と比較してもその着業率は高いものとなっています。

よって、今後は、漁業・水産業の専門知識・技術を有し、地方出身者が多い水産高校の卒業者が、地域の漁業・水産業に就業しやすい環境を地域産業界とともに整備するための新たな事業を文部科学省と連携して実施していくこととしています。

魚介類の名称のガイドラインについて

漁政部加工流通課

平成15年3月に公表した魚介類の名称のガイドラインについては、見直しを行い、平成19年7月にとりまとめましたのでご紹介します。

1. これまでの経緯

(1) 魚介類の名称のガイドラインについて

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」の改正により、平成12年7月から生鮮食品について、「名称」及び「原産地」を記載することが義務付けられました。

魚介類は、輸入の多様化や同一種でも地域や成長段階により呼称が異なるなどの特有の事情があり、特に、輸入魚に国産魚と類似の名称が業界で使用されていることは優良誤認を招く恐れがあったことから、平成12年11月以降、魚介類の名称の取扱いについて検討を行い、平成15年3月に「魚介類の名称のガイドライン」として公表、運用を開始しました。

(2) ガイドラインの運用状況と見直しの方向性

① 国産魚介類の名称表示

これまでのガイドラインは、名称は原則として「種名（標準和名）」を記載することとしています。そもそも生物の種は専門家にしかわからない判断基準で分類されている場合も多く、消費者や流通業者に馴染みの薄い種名があることに加え、複数種の総称を表示に用いる事例も見られます。この点は、ガイドライン制定時の検討会においても、標準和名を原則とすることに異論が出されたことから、運用状況を見つつ定期的に見直すこととした経緯があります。

この間、ガイドラインの運用状況を見ると、

ア. 原則「標準和名」の表示が望ましいとするガイドラインの趣旨が、「標準和名」で表示すべきと誤解される場合が多いこと

イ. 小売現場などでは、標準和名以外の一般名称で表示されている事例が多いにもかかわらず、一般消費者が特に混乱している様子はないこと

ウ. 品目によっては、標準和名ではなく、複数種の総称を用いた方が、流通・消費上適切な場合があること等の課題が挙げられました。

このため、「種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合」といった要件を定め、これ以外には不必要に標準和名の表示を求めるものではないことをより明確化するとともに、標準和名に代わる総称名の表示例を追加する必要性がありました。

また、具体的な表示を行う上で誤解を避けるために、表示の事例を追加する必要性がありました。

② 輸入魚介類の名称表示（海外漁場で漁獲された魚介類を含む）

ガイドライン運用後も、輸入魚介類の種類は年々増加しており、個々の標準和名が存在しないものも多く、これらの名称表示例を追加する必要性がありました。

③ ガイドラインの位置付けについて

民間の事業活動に対する行政の関与の在り方には様々な手法がありますが、不必要な制約・制限を課さずに問題の発生を抑制できるのであれば、その手法を採用するという考え方に立つことが、自由で活力のある社会を作っていく上で重要と考えられます。

本ガイドラインは、罰則を伴うものではなく、民間事業者の自主的な活動を促すという立場で運用してきましたが、その結果として、小売店における魚介類の名称表示についての適正化が図られてきているものと考えています。表示されている名称について、生物分類学的な見地からの正確性等をどの程度求めるかは、消費者個々の考え方によって大きく異なりますが、現在のガイドラインの運用状況が常識とかけ離れ、多くの消費者が不利益を被っている状況にはないと考えています。

従って、平成15年当時に想定された品質表示基準化といった手法をあえて採用しなくても、ガイドラインの内容をより充実させ、民間事業者の自主的な活動を促すことにより、魚介類の名称表示の適正化は図れるものと判断しました。

(3) 検討委員会及び国民からの意見について

魚介類の名称は、生産者から消費者まで幅広い方々が関与しているため、検討過程の透明性を確保する観点から、生産者、流通業者、消費者、学識経験者等で構成する「魚介類の名称のガイドライン検討委員会」を設置するとともに、国民からの意見募集を行いました。

① 第1回検討委員会

5月18日に第1回検討委員会を開催し、魚介類の名称のガイドラインの運用状況と見直しの方向について検討を行いました。

検討した結果、見直しに向けた基本的な考え方については了承されましたが、輸入魚介類における一般的名称の追加（ニシマアジの一般的名称としてアジを追加）等の意見が出されました。

② 国民からの意見等の募集について

第1回検討委員会の意見を踏まえた改正案を作成し、5月24日から6月22日までの30日間国民からの意見等を募集しました。

その結果、11件の意見が寄せられました。主な意見として、「標準和名がついているものの、一般的な名称の使用を認めて欲しい」、「消費者の誤解を招かない表示法とすべき」などがありました。

③ 第2回検討委員会

国民から寄せられた意見、第1回検討委員会以降の各委員からの追加意見等を踏まえた最終取りまとめ案について、7月5日に第2回検討委員会にて検討を行いました。

検討した結果、最終取りまとめ案については了承されましたが、一部の魚介類の一般的な名称の削除（トヤマエビの一般的な名称としてボタンエビは記載しない）等の意見が出されました。

(4) 最終とりまとめについて

中間とりまとめの運用状況、検討委員会における議論、国民からの意見等を踏まえて、最終とりまとめを7月30日に公表いたしました。

2. 魚介類の名称のガイドラインの概要（平成19年7月）

【一般ルール】

① 魚介類の種毎の名称の表示

- 種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種毎の名称を記載することとする。
- 馴染みのない標準和名等の表示によって消費者が混乱することがないように配慮する必要がある。このため、種に応じて、標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている和名があれば、この名称を記載することができることとする。

(例) 一般に使用されている和名を記載する例

標準和名	キアコウ	ホッコクアカエビ
一般に使用されている和名	アコウ	アマエビ、 ナンバンエビ

② 複数の魚介類の総称の表示

- 複数の種の間で形態や品質の差が判然ではない等の理由から、種名の表示が困難であったり、あるいは消費者の商品選択にとって有用でない場合には、属名、科名、広く一般的に使用されている呼称等を勘案し、その生鮮魚介類の内容を的確に表し一般に理解される名称を記載することとする。

(例) 複数の魚介類の総称の例

標準和名	総称
ハマグリ、チョウセンハマグリ、シナハマグリ	ハマグリ

③ 標準和名がない種の名称の表示

- 標準和名がない種については、広く一般的に使用されている和名、原産国での名称、通常取引名、学名等を勘案し、その生鮮魚介類の内容を最も的確に表し一般に理解される名称を記載することとする。

(例) 標準和名がない場合の例

学名(国産での名称)	表示
<i>Sardina pilchardus</i> (サーدين)	イワシ

【成長名・季節名】

- 成長段階や季節に応じた名称がある魚介類については、その名称が内容を表すものとして一般に理解されるものである場合は記載できる。

(例)

成長名	ブリ：ワカシ→イナダ→ワラサ→ブリ (地方により呼び方は異なる)
季節名	サケ：アキサケ・アキアジ (秋頃に産卵のために沿岸に回遊してきたもの)

【地方名】

- 地方名がある魚介類は、その地方名が一般に理解される地域においては記載できる。ただし、地元地域以外でも販売される場合は、消費者がその魚介類の種を識別できるよう、地方名に標準和名を併記する。

(例)

標準和名	キダイ	スルメイカ	クロダイ
地方名	ハナダイ (神奈川)	マイカ (北海道、三陸)	チヌ(西日本)

【海外漁場魚介類及び外来種】

- 消費者に優良誤認を生じさせないように、一般ルールに従ってその内容を最も的確に表し一般に理解される名称を記載する。

(例)

学名	使用できる名称	使用しない名称
<i>Ictalurus punctatus</i>	アメリカナマス、 チャネルキャット フィッシュ	シミズダイ、 カワフグ

【ブランド名】

- ブランド名(商品名)はJAS法に基づく名称として使用しない。

(例)

ブランド名	関サバ	越前ガニ	明石ダコ
標準和名	マサバ	ズワイガニ	マダコ

詳細については、水産庁のホームページ

(<http://www.jfa.maff.go.jp/hyouji/073002.pdf>)

にて公表しております。

我が国漁船の拿捕事案にかかる国際海洋法裁判所への提訴について

資源管理部国際課

○事件の背景

ロシア連邦の200海里水域内においては、我が国の漁船が、ロシア連邦との漁業協定に基づき操業を行っており、主にスケトウダラ、サンマ、サケ・マスなどを漁獲している。

遠洋底びき網漁船「第53 富丸」は、その漁業協定の一つである日ソ地先沖合漁業協定に基づいてロシア連邦の200海里水域でスケトウダラを主対象に操業している漁船であるが、平成18年10月31日以降、カムチャツカ半島東方の沖合でロシア国境警備庁警備艇の臨検を受け、漁獲対象外の魚種を漁獲したなどの疑いで、同庁により拿捕されるという事件が発生した。

自国の200海里水域内で操業を行う外国漁船に関しては、国連海洋法条約において沿岸国側が取締りの権限を有する旨規定されているが、同条約ではその拿捕後の扱いについても規定されており、これによれば、他国の排他的経済水域において拿捕された船舶及び乗組員は合理的な保証金の支払い又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放されなければならない旨規定されている。また、日ソ地先沖合漁業協定第4条2にも同様の内容が規定されている。

我が国としては、ロシア連邦に対し違反容疑等の事実の確認を行うとともに、その合理的な保証金の支払いによる早期釈放を求めているが、ロシア側は、ロシアの水産資源に与えた損害額の対価としての「罰金」に相当する金額を提示したものの、国連海洋法条約に定める保証金の額を提示をすることなく、その後も「第53 富丸」の容疑に関する取調べを進め、ロシア国内の裁判所に対して同船の船長及び船主を相手に訴訟を提起した。

この間、我が国は再三にわたり、ロシア側に対して国際的なルールに則り「第53 富丸」の船体及び乗組員の早期釈放の手続きを開始するよう求めているが、船長を含む乗組員の釈放は実現したものの、船体については一向に解放される気配はなく、翌年の5月になっても依然として船体は抑留されたままであった。

そのような中、平成19年6月3日、日ソ地先沖合漁業協定及び日ソ漁業協力協定に基づき操業していた中型さけ・ます流し網漁船「第88 豊進丸」がロシア国境警備庁により、操業日誌に実際とは異なる漁獲数量を記載したなどの疑いで拿捕された。「第88 豊進丸」はカムチャツカの港に連行され、取調べをうけていたが、我が国の再三にわたる要求にもかかわらず、ロシア側は保証金を提示する動きを見せなかった。

○国際海洋法裁判所

合理的な保証金による早期釈放の手続きに関して、国連海洋法条約第292条には、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託できる旨、また、抑留の時から10日以内に紛争当事者が合意しない場合には、国際海洋法裁判所に付

託することができる旨規定されている。

我が国としては、これらの「第53 富丸」及び「第88 豊進丸」に関する一連のロシア側の対応は、国連海洋法条約が定める義務の規定に違反していると判断し、また、我が国の累次の申し入れにも関わらず、ロシア側は早期釈放に一向に応じる気配がなかったことから、7月6日、我が国は国際海洋法裁判所に両船の事案を付託した。

今回の提訴は、戦後、我が国が原告として国際裁判に提訴するはじめての事案となった。

○口頭弁論及び判決の概要

7月6日に付託された後、7月19日から23日までドイツ・ハンブルクにある国際海洋法裁判所において日ロ双方の口頭弁論が行われ、我が国からは国際法学者及び外務省、水産庁の関係者が出席した。国際海洋法裁判所は、国連海洋法条約に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争の司法的解決を任務として、1996年に設立された。裁判官は選挙を経て任命された21名で構成されている。

判決は8月6日に行われ、口頭弁論における日ロ双方の主張の概要及び判決は以下の通りとなった。

なお、我が国の提訴後の7月13日になってロシア側は突如、「第88 豊進丸」に関する保証金を船主側に提示したが、その金額は2,500万ルーブル（約1億2千万円）であった。しかしながら、この保証金の額は、他の同様の違反による拿捕事件と比較すると格段に高額であったことから、我が国としては「合理的な」担保金とは言えるものではなかった。

また、「第53 富丸」に関しては、ロシア側の裁判所により「船体没収」の判決が出されていたが、我が国の船主側はこれを不服とし、ロシア最高裁判所に上訴していたが、口頭弁論が終了した7月26日付けでロシア側から国際海洋法裁判所に対し、船主側の上訴を退ける決定をした旨の通知がなされた、という経緯がある。

○「第88 豊進丸事件」

(口頭弁論における我が国の主張)

・ロシアが保証金の額を提示した(7月13日)のは、我が国が提訴した後のことであり、ロシア側が合理的な保証金の支払いにより漁船及び乗組員を早期に釈放するという国際法の義務を履行していない。

・また、その金額も船体価格を含んでいるなど、犯した違反の程度と比較しても異常に高く「合理的」な保証金ではない。

・乗組員は移動の自由すら認められておらず、人道的観点から、一刻も早く釈放されるべきである。

・我が国は漁業者に対する違反の防止をするために様々な指導を行っている。

(口頭弁論におけるロシアの主張)

・ロシアは既に保証金を提示しており、国際法上の義務を履行しているため、日本が本件を提訴できる事由が無くなった。

・「第 88 豊進丸」が犯した罪はベニザケをシロザケに見せかけて漁獲しようとした重罪であり、保証金の額は「合理的」である。

・日本漁船の違反操業が多発しており、日本側に懸念を示しているが、日本政府は何ら対応をしていない。

(判決)

・国際海洋法裁判所は、「第 88 豊進丸」の船体及び乗組員の釈放のための合理的な保証金の額として 1,000 万ルーブル(約 4,600 万円:ロシア側当初提示額の 4 割)を認定するとともに、ロシアに対し、その支払いにより船体を早期に釈放すること、並びに、船長及び乗組員の無条件の帰国を認めることを命ずる。

・本事実については、資源管理にとって重要な漁獲量記載の違反であり、決して軽微なものでも、技術的なものでもないが、保証金額の算定の基準として船体価格を考慮すべきではない。

○「第 53 富丸事件」

(口頭弁論における我が国の主張)

・ロシアは拿捕以降、現在に至るまで一度も船体の釈放を保証する保証金の額は提示しておらず、合理的な保証金により船体を早期に釈放する国際法上の義務を履行していない。

・ロシアが主張する昨年 12 月に示した 880 万ルーブルは船長に対する水産資源への影響に対する罰金であって、国連海洋法条約が定める保証金ではない。国際法上の義務を履行し、早急に船体を釈放することを求める。

・ロシア国内裁判の下級審で船体を没収するとの判決がでて

いるが、船主の最高裁判所への上告により係争中であり、船体の没収は確定していない。また没収が確定したとしても直ちに船籍が変わるわけではない。

・ロシアの保証金を提示する仕組みは複雑で混乱を生じるものであり、国際海洋法裁判所がこのような観点から指針を示すことを希望。

(口頭弁論におけるロシアの主張)

・ロシアは昨年 12 月に 880 万ルーブルを提示し、国際法上の義務を果たした。船主がこれを払わないために釈放にいたっていない。ロシアの国内裁判を経て船体の没収は確定しており、日本が早期釈放を求める権利はない。

・ロシアの国内手続は明確であり、国際海洋法裁判所や日本政府が口出しする権限はない。

(判決)

・「第 53 富丸」については、口頭弁論後にロシアの国内裁判手続がすべて終了し船体没収が確定したため、もはや日本側の請求の目的が失われたとして、裁判所は「早期釈放」の決定は下せない。

○今回の判決が示すもの

「第 88 豊進丸」に関しては、我が国の主張はほぼ認められ、合理的な保証金(ロシア側当初提示額の 4 割)が提示され、ロシア側もこの判決を受け入れたことは、評価できる。また、「第 53 富丸」については、裁判所としては「早期釈放」の決定は下せないと判示したものの、その一方で、判決において一般論として、船体の不当に性急な没収は、合理的な保証金の支払いにより船体を速やかに釈放するという国連海洋法条約に定める早期釈放の制度の趣旨に矛盾することを指摘したことについては、我が国として評価している。

今回の判決により、「第 88 豊進丸」に関しては、8 月 15 日までに国際海洋法裁判所が判示した 1000 万ルーブルをロシア側に送金し、同船は 16 日にベトロバヴロフスク・カムチャツキー港を出港、故国へと向かった。

我が国としては、今回の判決をきっかけに、ロシアが、拿捕された外国漁船の早期釈放に関する国内制度及びその運用を改善し、これが我が国漁船の長期抑留の再発防止につながることを期待している。今回の判決を通じて、合理的な保証金の額についての考え方が示されたが、入漁料に加えて保証金を支払うことは、漁業者の経営状況からみて必ずしも容易なことではないことから、ロシア水域において、ロシア側の取締りが強化される中で、我が国漁船が違反を起こすことのないよう指導を徹底していく必要がある。

回遊魚

我が家の食育...苦戦中

私は、愛知県の清洲町(現在は清須市)というところで生まれ育ちました。昔、織田信長が勃興したところです。余談ですが、今は名古屋弁をしゃべる宇宙人で有名になった漫画家が住んでいます。

さて、私の父方は商業系、母方はトヨタ系です。水産好きになる遺伝子が入ってない家系です。私は後天的な生育環境から魚が好きになったと考えてます。

実家の裏に五条川という二級河川があり、小学校の頃は、近所の友達と魚釣りをしました。休みの日は、昼飯を抜いて一日中釣っていた思い出があります。

また、家の庭に池があり金魚が入ってましたが、私が釣ったフナ、コイ、ウナギ、ナマスなどを密放流しました。初めは両親から叱られたのですが、私が池の掃除、水替え等をして魚の面倒をみるので、実行支配となりました。やがて凝り始め、池には銘柄の錦鯉、増設した飼育池にランチュウを飼い、ミジンコ栽培にも手を広げました。魚の飼育に熱中しました。

また、実家の玄関先に水道施設があったので、リヤカー売りの魚屋さんが週に 2 回家の前で店を営んでました。それを待ちかまえていました。町の魚屋さんとは違う品揃えと新鮮さでしたので、知らない魚を見ること、質問すること、食べるのが楽しみでした。

時は流れ、水産好きの遺伝子が入っていない妻と知り合い、水産好きの遺伝子が入っていない長男(高 2 文系志望)と次男(小 6 中)がいます。幼い頃、長男は私の作るイカ刺しをよく食べ大きくなりました。次男は、私の釣ってくるアユを「シッコのお魚」と言って尾柄から尾にかけてバリバリと食べてくれました。

宿舎は狭いのですが、大型水槽、釣り道具、関係書籍等水産好きになる生育環境は揃っております。週末に、熱帯魚の買出しに連れ出しました。野球と釣りはオヤジが教えるということで、キスやハゼ釣りも企画しました。今でも、1 匹買いた魚も捌いて刺身、焼き物などを作ります。しかし、魚の飼育も、魚釣りの、魚食も好きにはなりません。

遺伝子や生育環境では説明できません。前出の漫画家は「子供は正直だが、すぐに飽きる。こんなシビアな仕事はない」と言っていたが、魚食に対しても子供の素直で率直なものが現れていると思います。

いづれにしても、子供の魚離れをくい止めるのに唯々諾々の安易な道程はなく、毎晩、よさげな魚の料理を 1 品を出し、最低 1 口は食べるよう指導しております。今後とも、日本型食生活の推進に実践努力してまいります。



資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室長
堀尾保之

プレスリリース 9月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H19.9.3	ベーリング公海漁業条約第12回年次会議の開催について	国際課
H19.9.3	第10回日韓漁業共同委員会第2回課長級協議の結果について	国際課
H19.9.3	第1回我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会の結果について	管理課
H19.9.3	直轄特定漁港整備事業計画の決定について	整備課
H19.9.3	水産庁漁業調査船照洋丸によるインド洋北部海域におけるまぐろ類資源調査の実施について	漁場資源課
H19.9.5	「第3回漁業共済制度に関する意見交換会」の開催について	漁業保険管理官
H19.9.7	2007年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN-Ⅱ)釧路沖鯨類捕獲調査の開始について	遠洋課
H19.9.7	水産庁漁業調査船照洋丸による大型クラゲのモニタリング技術等の開発調査の実施について	漁場資源課
H19.9.7	中西部太平洋マグロ類委員会(WCPFC)第三回北委員会の開催について	国際課
H19.9.7	異業種のノウハウを活用した漁村を元気にするビジネスプラン創出を目指した初のマッチングフェア開催について	企画課
H19.9.10	第3回日中漁業取締実務者協議の開催について	管理課
H19.9.11	日・キリバス漁業協議の結果について	国際課
H19.9.11	ベーリング公海漁業条約第12回年次会議の結果について	国際課
H19.9.12	平成19年度北西太平洋アカイカ漁況予報	漁場資源課
H19.9.13	中西部太平洋マグロ類委員会(WCPFC)第三回北委員会の結果について	国際課
H19.9.14	第3回日中漁業取締実務者協議の結果について	管理課
H19.9.18	第4回日韓海洋生物資源専門家小委員会の開催について	国際課
H19.9.18	平成19年度磯焼け対策全国協議会の開催について	整備課
H19.9.20	かじき等流し網漁業者等を漁業関係法令違反容疑で書類送検	管理課
H19.9.21	第4回日韓海洋生物資源専門家小委員会の結果について	国際課
H19.9.21	北西大西洋漁業機関(NAFO)第29回年次会合の開催について	国際課
H19.9.25	全国資源評価会議の結果及び平成19年度我が国周辺水域の漁業資源評価の公表について	漁場資源課
H19.9.26	「農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合間における事業連携促進方策」の中間取りまとめについて	水産経営課
H19.9.26	新水協法・中融法施行に向けた説明会の開催について	水産経営課
H19.9.26	中西部太平洋マグロ類委員会(WCPFC)第三回技術遵守委員会の開催について	国際課
H19.9.27	平成19年度第1回サンゴ増養殖技術検討委員会の開催について	整備課
H19.9.28	平成19年度第2回太平洋スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H19.9.28	日ロ漁業取締専門家会議の開催について	国際課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111 (内線6505)
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiwase/index.html>